

千葉市地域公共交通活性化協議会 地域公共交通部会運賃分科会設置規程

(目的)

第1条 この規程は、千葉市地域公共交通活性化協議会地域公共交通部会設置要綱（以下「要綱」という。）第2条に基づき、乗合旅客運送の運賃・料金に関する協議を行うため分科会を設置し、その取扱いについて規定する。

(協議事項)

第2条 本分科会では、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第9条第4項に定める事項
- (2) 前各号のほか、地域公共交通部会長が必要と認めるもの

(組織)

第3条 分科会は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 分科会の会長は、地域公共交通部会長が指名する。
- 3 分科会の会長は、分科会を代表し、その会務を総括する。
- 4 委員は、次に掲げる者のうちから分科会の会長が指名する。
 - (1) 国土交通省関東運輸局千葉運輸支局長又はその指名する者
 - (2) 住民または地域における利用者の代表
 - (3) 運賃を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者
 - (4) 運賃を定めようとする路線をその区域に含む市職員
 - (5) その他分科会の会長が運営上必要と認められ指名する者

(会議)

第4条 分科会の会議は、地域公共交通部会設置要綱第5条及び第6条の規定を準用する。

(協議結果)

第5条 本分科会において協議が整った場合は、道路運送法に基づく地域公共交通会議において協議が整ったものとみなす。

付則（施行期日） この規程は、令和6年1月31日から施行する